

制定 平成22年5月10日  
一部改訂 平成25年3月7日  
一部改訂 平成27年3月17日

**「特定地域及び準特定地域における一般乗用旅客自動車運  
送事業の適正化及び活性化に関する特別措置法」に基づく**

**松本交通圏 準特定地域計画**

**松本交通圏準特定地域協議会**

## 目 次

1. 一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化の推進に関する基本的な方針
  - (1) 地域におけるタクシーの位置づけ・役割
  - (2) タクシー事業を巡る現状の分析・取組の方向性
2. 準特定地域計画の目標及び目標を達成するために行う事業
  - (1) タクシーサービスの活性化
  - (2) 事業経営の活性化、効率化
  - (3) タクシー運転者の労働条件の悪化の防止、改善・向上
  - (4) 安全・安心の確保
  - (5) 交通問題、都市問題、環境問題の改善
  - (6) 供給抑制

# 1. 一般乗用旅客自動車運送事業の適正化及び活性化の推進に関する基本的な方針

## (1) 地域におけるタクシーの位置づけ・役割

### 1) タクシーの位置づけ・役割

タクシーは、鉄道・バス等とともに我が国の地域公共交通を形成する重要な公共交通機関である。

特に、次のような優れた特性を活かして、ひとりひとりの利用者のニーズにきめ細かく、しかも柔軟に対応することができ、地域住民の生活利便の向上、地域社会の活力の維持にも資する公共交通機関である。

- ① 地域社会に密着したドア・ツー・ドアの少人数個別輸送ができる
- ② 面的に移動するため、機動性や移動の自由度が高い
- ③ 深夜など時間を選ばず、いつでも、また、誰もが利用できる

また、高齢化社会の進展等、我が国の今後の地域社会の変化に対応する役割が大いに期待される公共交通機関であるとともに、我が国が観光立国を推進する中で、各地の観光交流を支える基盤としての役割なども期待されている。

特に、乗鞍・上高地や美ヶ原、松本城、浅間温泉などの観光資源に富み、国内でも有数の観光需要を抱える松本交通圏においては、観光客を観光地等の目的地に直接運ぶ交通モードとしてのタクシーの重要性は極めて高い。タクシーを利用する旅客にとって、運転者の印象が当地そのものの印象とも密接に関係することから、タクシーが地域のイメージの構築に大きく関わっているものと考えられ、その責任の重さは極めて大きい。

このような地域社会におけるタクシーの重要な役割、位置付けに鑑みれば、我が国の地域社会の活力を維持していくためには、それぞれの地域において、タクシーの機能を安定的に維持・活性化していくことが必要である。

## (2) タクシー事業を巡る現状の分析・取組の方向性

### 1) 松本交通圏を取り巻く状況

#### ① 規制緩和後のタクシー事業者数・車両数の推移

松本交通圏においては、規制緩和後からH20年度末までの車両数は横ばいの状況にある。一方、この間の新規事業者数は5社（現在3社）である。

なお、平成22年の本協議会設立以降は、地域計画に賛同する事業者各

社が51台の減車を実施した。

#### ②規制緩和後の輸送実績の推移

規制緩和後、新規事業者、車両が増加する一方で、輸送人員などの輸送需要の減少には歯止めがかからない状況となっている。

しかしながら、日車營收（1日1車あたりの営業収入）は低下を続けてきたが、近年は増加傾向にあり、実働率も対平成20年度対比で増加となっており、地域計画における適正化及び活性化策の効果が現れ始めているものと思われる。

#### ③タクシー運転者の労働環境

車両台数の増加や、日車營收の減少等により、運転者1人あたりの賃金は低下する状況となっているが、近年は、日車營收が増加に転じており、運転者一人あたりの賃金が増加する要素が現れ始めている。

また、低賃金を背景に若年労働者の参入が乏しくなるなど運転者の平均年齢は年々上昇する傾向にある。

#### ④松本交通圏における運賃の届出状況（普通車のみ）

松本交通圏においては全事業者が現在公示している公定幅運賃を採用しており、下限を下回る運賃を採用するものはいない。

### 2) 適正と考えられる車両数

464台～522台

#### ※適正と考えられる車両数

特定地域及び準特定地域の協議会の設置及び運営に関するガイドラインにおいて、「地方運輸局長は、特定地域及び準特定地域協議会に対して、特定地域及び準特定地域におけるタクシー事業の現状、問題点等を提示するものとし、特に現状を説明する際には、当該特定地域及び準特定地域において適正と考えられる車両数を示すものとする。」こととされている。

### 3) 取組の方向性

松本交通圏における上述の状況を踏まえ、当該地域のタクシー事業の適正化、活性化を図るための目標を次章（1）～（6）のとおり定め、目標を実現するためにタクシー事業者が主体となって取り組むべき活性化事業、及びその他関係機関が取り組む施策を記載する。この際、実施主体や実施時期等についても併せて記述することとする。

協議会は、目標の達成状況について検証・評価を行うとともに、タクシー事業者等関係者に対し、目標達成のための事業の進捗を促す。また、関係者（鉄道事業者、道路管理者等）に対しても、準特定地域計画に定める目標の実現に協力するよう要請することとする。

さらに協議会は、必要に応じて準特定地域計画の見直しを行うものとする。

## 2. 準特定地域計画の目標及び目標を達成するために行う事業

### (1) タクシーサービスの活性化

諸問題の原因の中で最も基本的な原因であるタクシーの輸送人員の減少に対処するためには、消費者に支持されるタクシーサービスを実現することが最も重要な対策である。そのため、安全性、快適性、確実性などに係る利用者のタクシーに対するニーズに合致したサービスの提供を図ることを目標とする。

特に、国内でも有数の観光需要を抱える松本交通圏においては、観光客と観光地を直接結ぶ交通モードとしてのタクシーの重要性は極めて高く、運転者の接遇態度、おもてなしの精神（ホスピタリティー）の向上はもとより、観光に関する幅広い知識やそれを利用者に伝える技術の習得等を図ることが求められる。

具体的には、運転者講習や観光ガイドタクシー制度の充実を図ることにより、質の高い観光ガイド運転手が持続的に松本交通圏内において養成される仕組みを構築するものとする。

また、障がい者等の移動制約者を目的地まで適格に運ぶことは、ドア・ツー・ドアの輸送に優れるタクシーにとって真に求められる輸送サービスのひとつである。この視点は、近年全国的に広がりを見せている子育てタクシー（就労中の親の代わりに子供を目的地まで輸送するサービス）や、運転免許証を返納した高齢者などの利用も同様である。タクシー事業者は地域社会の要請を十分汲み取る努力と、新しい需要、要請に対応する質の高い輸送サービスの向上を目差した活性化策を実施するものとする。

また、バス路線が存在しない地域においては、タクシーに求められる公共交通としての役割は高い。地域の総合的な交通体系の構築を念頭に、タクシー車両を用いた乗合行為の検討を行うなど、従来のタクシーやバス運行では対応できない需要、要請に対する取り組みを展開する。

これら、タクシーサービスの活性化に向けては、タクシー事業者の自主的な取組や発案に期待しつつ、関係機関等においてはそれを支援する施策を検討することとする。

なお、国土交通省の「利用者によるタクシーの選択性の向上に関する検討委員会」（座長 山内弘隆・一橋大学院商学研究科教授）において議論された、事業者や運転者のサービス水準等に関する評価方法等（ランク制など）について、今後、本検討委員会の報告を踏まえた対策を取ることとする。

〔事業者が実施する活性化事業〕

活性化事業名	具体的な内容	実施主体	実施時期
タクシー乗務員の接客研修等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・接客観光マニュアルの作成及び乗務員研修の実施</li> <li>・ユニバーサル研修会の実施</li> </ul>	長野県タクシー協会	平成22年～（継続） 平成24年～（継続）
利便性向上につながる機器の導入	<ul style="list-style-type: none"> <li>・GPS-AVMによる効率的配車</li> <li>・ETCの導入</li> <li>・カーナビの導入</li> <li>・チャイルドシートの導入</li> <li>・自社WEBサイトの開設</li> </ul>	タクシー事業者	平成22年～（継続）
タクシー利用の拡充	<ol style="list-style-type: none"> <li>① コンビニやスーパーなどで主に夜間のタクシー乗り場を確保することで防犯と利用者利便向上を図る。</li> <li>② 携帯電話によるタクシー会社の検索を可能とし、利用促進を図る。</li> </ol>	長野県タクシー協会	平成22年～（継続）
中山間地等における交通体系の構築	中山間地等の交通弱者の移動手段の確保（デマンド交通など）は既に実施している地域もあるが、今後も継続又は新たな導入を図る。	自治体、地域協議会等、各タクシー事業者	平成22年～（継続）
社会貢献活動の拡充	<ol style="list-style-type: none"> <li>① 「子どもを守る安心の車～110番タクシー～」への取り組み</li> <li>② ドライブレコーダー等の活用により警察と連携した交通安全対策及び防犯対策の実施</li> <li>③ 「道路損傷による危険個所の情報提供の協力に関する協定」を締結</li> </ol>	タクシー事業者	①平成19年～（継続） ②平成22年～（継続） ③平成24年～（継続）
タクシー車両の禁煙化	平成19年から実施しているが、定着するようにPR活動等を実施する	タクシー事業者	平成22年～（継続）
運転免許返納高齢者の運賃割引制度の導入	平成19年から実施しているが、広く利用者に認知されるようPR活動等を実施する	タクシー事業者	平成22年～（継続）
観光ガイドタクシー	平成19年から実施しているが、更にガイドタクシー認定乗務員数を増やし質の高いサービスの提供を図る。	長野県タクシー協会	平成22年～（継続）

福祉車両の導入促進	バリア解消促進等事業（バリアフリー化事業）の活用	タクシー事業者 松本交通圏内自治体 北陸信越運輸局	平成23年～ （継続）
-----------	--------------------------	---------------------------------	----------------

〔その他関係機関が実施する施策〕

施策名	具体的な内容	実施主体	実施時期
利用者に対する意識調査	国土交通省インターネットモニターに対し、タクシー事業、運賃、サービスに関する意識調査を実施。	北陸信越運輸局	平成22年 （実施済）

## （２）事業経営の活性化、効率化

他都市同様、松本交通圏においても長期にわたる旅客需要の減少が続き、新規需要への展望が見いだせない状況下においては、各社の事業の効率性の向上も重要な課題のひとつである。

効率的な事業運営のためには、遊休車両の削減や保有車両の稼働率の向上もさることながら、車両以外の設備（営業所、車庫等）や管理体制そのものの効率化も視野に入れる必要がある。タクシー事業者においては、事業用施設、資材の共用化や協同配車体制の構築、グループ企業間における整備管理の一元化など、複数企業間による協業化や、企業の合併、譲渡譲受の可能性について検討していくこととする。

〔事業者が実施する活性化事業〕

活性化事業名	具体的な内容	実施主体	実施時期
デジタル式GPS-AVMによる効率的配車	デジタル式GPS-AVMの導入による効率的配車	タクシー事業者	平成22年～ （継続）

## （３）タクシー運転者の労働条件の悪化の防止、改善・向上

運転者の労働条件の悪化防止については、事業者、事業者団体、労働者の代表のみならず、国や地域の関係者も含め、それぞれの立場から法定労働条件の遵守について必要な対応を図ることとする。

また、近年、タクシー運転者が強盗等の被害者となる事件があったが、運転者の防犯の観点から仕切り板の設置や防犯訓練を行うものとする。

現在国土交通省では「タクシー賃金システム等懇談会」（座長 山内弘隆・一橋大学院商学研究科教授）において、タクシー運転手の賃金制度等のあり

方について議論されているところであり、今後、本懇談会の報告を踏まえた対策を取ることとする。

〔事業者が実施する活性化事業〕

活性化事業名	具体的な内容	実施主体	実施時期
仕切り板の設置及び防犯訓練の実施	運転者と後部席等の中の仕切り板の設置及び防犯訓練を実施する。	タクシー事業者	平成22年～（継続）

〔その他関係機関が実施する施策〕

施策名	具体的な内容	実施主体	実施時期
行政処分基準等の改正	<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会保険等未加入事業者に対する処分基準を創設。</li> <li>・最低賃金法違反に対する処分基準を創設。</li> </ul>	北陸信越運輸局	平成21年10月～（継続）

（４）安心・安全の確保

公共交通機関として「安全・安心で良質なサービスの提供」を行うためには、安全性の維持・向上について不断の努力を行うことで社会的な信頼を向上していく必要がある。

国土交通省では、事業用自動車による死亡事故・人身事故の半減、飲酒運転ゼロを目差すべく、国、事業者個々が実施すべき施策をとりまとめた「事業用自動車総合安全プラン2009」を昨年3月に策定したところであり、松本交通圏においても当該目標を達成するべく各タクシー事業者が安全対策に取り組むことはもちろんのこと、行政機関等関係者が不断の取り組みを実施する。

〔事業者が実施する活性化事業〕

活性化事業名	具体的な内容	実施主体	実施時期
運輸安全マネジメントの実施	安全マネジメント制度による経営トップから現場まで一丸となった安全管理体制の構築を図る。	タクシー事業者	平成22年～（継続）
安全運転のための取組の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ドライブレコーダーの導入による運転状況の管理と注意指導の実施。</li> <li>・アルコールチェック体制の強化</li> </ul>	タクシー事業者	平成22年～（継続）



〔その他関係機関が実施する施策〕

施策名	具体的な内容	実施主体	実施時期
処分基準の改正	・飲酒運転等に対する処分日車数を強化 ・特定地域内の違反に対する処分日車数を加重	北陸信越運輸局	平成21年10月～ (継続)

(5) 交通問題、都市問題、環境問題の改善

多数のタクシー車両が繁華街や駅周辺に集中することは、周辺の道路混雑や歩行者との交錯につながり、地域における円滑な交通の確保に支障が生じるとともに、観光都市である松本交通圏の景観の悪化など、都市政策、観光政策にも悪影響を及ぼすこととなる。

松本交通圏においては、タクシーの流し営業等は比較的少なく、主に営業所受けの地域であるが、駅周辺や繁華街においては、待機タクシー車両も見受けられることから、今後の都市計画を見据えたタクシー乗場等の環境整備や配車ルールなどを検討する必要がある。乗場等の整備は利用者にとって利用しやすく、利用者のニーズに合致したサービスの提供に資するものであることから、事業者団体等においては、行政機関や施設管理者等と連携をしつつ、快適な地域空間の創出等のため、積極的に交通・都市・環境問題に対応していく必要がある。

また、環境問題に目を向ければ、政府は温室効果ガスについて、2020年までに2005年度比で排出量を3.8%削減することを目指すと表明している。こうしたことから、供給過剰状態の解消による実車率の向上や、効率的配車による無駄な走行の削減、環境対応車の積極的な導入等により、政府目標の達成に貢献するよう取り組むこととする。

さらに、福祉輸送の健全なあり方や、タクシー類似行為（白タク行為）については、タクシー事業者に与える影響も大きいことから、引き続き関係機関による違法行為の排除に取り組むこととする。

〔事業者等が実施する活性化事業〕

活性化事業名	具体的な内容	実施主体	実施時期
エコドライブの推進	エコドライブ講習会の実施等を通じた燃費向上と環境対策	タクシー事業者	平成22年～ (継続)
低公害車の導入促進	既存車両から低公害車への変更など、低公害車の導入を促進する。	タクシー事業者 北陸信越運輸局	平成22年～ (継続)

## (6) 供給抑制

松本交通圏においては、北陸信越運輸局が参考として公表した適正と考えられる車両数は、464台～522台と提示されている。

### 【参考】松本交通圏の車両数

基準車両数（平成26年1月27日、準特定地域指定時）

	591	台
平成21年9月末車両数	599	台
平成24年9月末車両数	556	台
平成27年1月末車両数	540	台

特定地域及び準特定地域におけるタクシー特措法には、活性化と相まってタクシー事業の供給輸送力の減少等の事業再構築を定めることができるとされており、また、基本方針には、タクシー事業の需給バランスを改善するためには、需要の減少に歯止めをかけるだけでなく供給輸送力を減少させる事も必要であり、適正な競争や利用者利益が確保されることを前提として自主的な供給過剰の解消を推進することが期待されるとされている。

なお、当地域は、北陸信越運輸局が新たに公表した適正と考えられる車両数の範囲外となったため、さらなる供給過剰の解消に向けた取り組みを進めるとともに、都市交通問題や地球環境問題、運転者の労働条件の悪化等、諸般のタクシー問題の改善に努めることとする。

タクシー事業者は、2.(1)で掲げた活性化の取組等を通じて需要創出を図ることはもちろんのこと、自主的な自社の車両数の見直し等事業再構築についても検討し、活性化事業を進めることとする。

ただし、前述のとおり、国内でも有数の観光地である上高地においては、環境保護の観点からマイカーの通年乗り入れ規制、貸切バスの指定日規制など全国的にも希な規制が実施されており、タクシーは観光シーズン中の利用者を輸送する責任も極めて高い。供給過剰の解消に配慮しながら、こうした当該地区の特殊性を考慮し、日常のタクシー利用に加えて季節的な需要に対応する方策を講じているところである。

タクシー事業者は、自主的に自社の車両数の見直し等、事業再構築についても検討し、活性化事業を進めることとする。

また、供給力の抑制はタクシー運転者の雇用面にも影響することから、勤務体系の見直しや合理的な配車管理等を通じ、運転者の雇用が可能な限り守られることが求められる。

〔その他関係機関が実施する施策〕

施策名	具体的な内容	実施主体	実施時期
新規許可・増車に対する審査の厳格化	タクシー適正化・活性化法、及び新規許可、車両の増車に係る関連通達（公示第12号、13号、64号）に基づき、厳格な審査を行う。	北陸信越運輸局	平成21年10月～（継続）